令和4年分

確定申告書等作成コーナー入力マニュアル (スマホ版)



還付申告書は、令和5年2月15日(水)以前でも提出できます。

確定申告でお困りのときは"ふたば"にご相談ください。



確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ 税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。 お問合せ内容をメニューから選択するか、 文字を入力いただくことにより、 人工知能(AI)が自動でお答えします。



次

1.確定申告書等作成コーナーの入力方法	
手順1 ▶確定申告書の作成開始	2
手順2 ▶収入金額等、▶所得金額等の入力	6
手順3 ▶所得から差し引かれる金額(所得控除)の入力	
手順4 ▶税額控除等の入力	
手順 5 ▶確定申告書の送信・データ保存	
2.用語の解説・お知らせ	

確定申告書の作成を始める前に知っておきたいこと

確定申告書等作成コーナーとは…

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、スマートフォンやパソコンで画面の案内に沿って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成(→2 ページ)することができます。

 \succ

 \succ

 $\mathbf{\Sigma}$

 \triangleright

 \succ

すべての所得控除

災害減免額

予定納税額

外国税額控除

政党等寄附金特別控除

本年分で差し引く繰越損失額

作成した確定申告書等は、e-Tax(電子申告)を利用して提出することができます。

スマホ専用画面の対象範囲

スマートフォンでは、次の対象所得や各種控除等の確定申告書を作成することができます。 【各種控除等】

【対象所得】

目

- 事業所得※ \succ
- \succ 不動産所得※
- \succ 給与所得
- \searrow 雑所得
- \succ 一時所得
- 特定口座年間取引報告書(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等) \succ
- \succ 上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分)
- ※事業所得、不動産所得をスマートフォン専用画面で申告できるのは、確定申告書等作成コーナーで青色申告決算書・収支内訳書を作成する場合に限ります。

自宅での申告書作成で困ったときは…

確定申告書等作成コーナーでは、自動計算で申告書を作成でき、e-Taxで申告書を送信する場合には、添付書類の提出又は提示を省略することができるほか、 書面で提出する場合に比べて還付金を早く受け取ることができます。

[

0

03

自宅での申告書作成にあたっての便利な機能をご紹介します。

▶ チャットボットに相談する

チャットボットとは、「チャット(会話)」と「ロボッ ト」を組み合わせた言葉で、利用者が知りたい情報につ いて、メニューの選択や、フリーワード(話し言葉、 キーワードなど)を入力すると、AI(人工知能)を活用 して自動で回答を表示するシステムをいいます。

▶ よくある質問で確認する =

確定申告書等作成コーナーの画面右上には、よくある質 問へのリンクがあります。税に関する取扱いや操作方法 が分からない場合の対応などを掲載しています。キーワ ードによる検索も可能です。



1407 税務相談チャットボット

よくある質問 よくある質問を検索



マイナポータル連携を利用する

マイナポータル連携とは、年末調整手続や所得税確定申告手続について、マイナポータルを活用して、 控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書への自動入力を行うものです。 マイナポータルで設定を行い、マイナンバーカードを利用してe-Tax送信する場合にご利用いただけます。



▶ 操作方法をヘルプデスクに質問する

確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い 方に関するお問い合わせに電話で対応する専門窓口(申告の要否、申告等 の内容に関する事項、税法関連事項等を除く。)として、e-Tax・作成コ ーナーヘルプデスクを設置しています。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク	
570-01-5901	受付時間
全国一律市内通話料金)	月曜日~金曜日(祝日を除きます。)
記の電話番号がご利用になれない によ、こちらへおかけください。 <u>3-5638-5171</u> ³ 悉通話料会)	9:00~17:00 令和5年1月10日(火)~3月15日(水)は受付時間が延長されます。 月曜日~金曜日(2月23日(木・祝)を除きます。) 9:00~20:00
	9:00~20:00

詳しくは、国税庁ホーム ページをご覧ください。



ページ



1.確定申告書等作成コーナーの入力方法

手順1 🕨 確定申告書の作成開始

画面の案内に沿って該当するボタンをタップします。

※本マニュアルでは、提出方法について「e-Tax(マイナンバーカード方式)」を選択した場合の画面推移に基づいて説明します。

このマニュアルには開発中の画面が含まれていますので、実際の画面と異なる場合があります。



作成を始める前に

手

手

2

用語の解説

手順5



手順6-1-1

※手順3でマイナポータルと「連携する」を選択した場合



手順6-1-2



●マイナポータルの認証画 面が表示されますので、 「ログイン」をタップし、 手順7に遷移します。



※手順3でマイナポータルと「連携しない」を選択した場合

リに対応している端木 <i>でのみご</i> 利用いただけます。 確認 ×	●e-Taxへログインする旨 の案内が表示されます ので、「次へ」をタップ します。
e-Taxヘログインする画面に遷移します。 e-Taxヘログイン後、申告書の作成に必要な 住所・氏名、予定納税額等の情報を表示し ます。 なお、初めてe-Taxを利用される方などは、 e-Taxへ登録するため住所・氏名等の入力画 面に遷移します。 次へ 印尽して次ペ	
手順6-2-2 躑 _{國聯庁 国税電子申告・納税システム}	● e-Tax ログイン画面が表
e-Taxログイン 「マイナンバーカードの読み取り」ボタンを タップしてください。パスワードの入力画面 が表示されますので、利用者証明用パスワー ド(4桁)を入力してください。 マイナンバーカードの読み取り 戻る	ホビれよ 9 のじ、 F マイ ナンバーカードの読み 取り」をタップし、手順 7 に遷移します。
题 图税庁 • NATIONAL TAX AGENCY	
 マイナポータル連携とは マイナポータル連携とは、年末調整手続について、マイナポータル経由で、控除 	売や所得税確定申告手続き 証明書等の必要書類のデー

所得税確定申告手続き 書等の必要書類のデー 動入力する機能です。

- ・事前の設定は初めてご利用する1回のみで、次からは設定不要。 毎年情報の取得ができます。
- ・データ取得するので、書類の保管、管理が不要 ※e-Tax送信する場合のみ
- ・確定申告書等作成コーナーへ自動入力できます。
- ・今後も取得する情報を拡大していく予定です。

マイナポータル連携を利用するためには、マイナポータルでの事 前設定が必要です。2ページの手順3で表示される「Q 証明書等 のデータを取得するために、マイナポータルと連携しますか」の 下に表示されている「事前設定を行う」からマイナポータルの事前 準備のページに遷移しますので、画面の案内に従って事前設定を 行ってください。





作成を始める前に

手順1

手順

2

手順3

ŧ

(参考)保存データを読み込んで申告書を作成・再開

令和3年分の確定申告書の保存データを読み込んで令和4年分の確定申告書を作成することで、本人情報等の入力を 省略することができます。また、作成を中断したデータを読み込んで申告書の作成を再開することができます。



●作成を中断したデータを利用して中告書の作成を再開する場合には、「作成 再開」をタップし、手順3-1に進みます。過去の年分のデータを利用して申告書を作成する場合には、「新規作成」 をタップし、手順4-1に進みます。

手順3-1
国税庁 確定申告書等作成コーナー 🗮 🔀 💴
●申告準備→ 2 → 3 → 4 → 5 → 6
保存データの読込
 平成30年分から令和4年分の保存データ 「.data」)を読み込んで作成を再開します。 * 平成30年分から令和3年分の一部の保存データは読み込めません。 * パソコンで作成した所得税データ(所得税と決算書の混合データの場合を含む)は読み込むことができません。 <u>操作方法はこちら</u>
保存データの選択 ファイル名:選択されていません
保存データ読込
●「保存データの選択」をタップし、作成 を再開する申告書の保存データを選択 後、「保存データ読込」をタップします。
手順3-2
国税庁 確定申告書等作成コーナー 🗮 🗾
● 申告準備 + ② + ③ + ③ + ③ + ③ + ③ + ③ + ③ + ③ + ③
読み込んだデータは、 令和4年分 所得税 確定申告書作成コーナーで作成されたデー タです。
誤って異なるデータを読み込んだ場合は、「戻 る」ボタンをタップし、正しいデータを選択して ください。
令和4年分の申告書等の作成を再開します
所得税 の申告書作成再開
戻る



 ●読み込んだデータの本人情報を確認し、 「次へ」をタップします。
 4ページの手順11の画面が表示されますので、引き続き申告書の作成をします。

▶ 収入金額等、▶ 所得金額等の入力 手順2 所得の種類ごとに、該当する項目をタップし、収入金額等、所得金額等を入力します。 不動産所得 ➡11ページ 給与所得 ➡6ページ 一時所得 ●9ページ 雑所得 ➡7ページ 事業所得 ➡10ページ 給与所得 給与所得の概要 俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与に係る所得 手順1 手順3 ●「給与所得」をタップしま ●画面の案内に沿って「カ \equiv 国税庁 確定申告書等作成コーナー 国税庁 確定申告書等作成コーナー す。 メラで源泉徴収票を読み 取る」をタップします。 ●→②収入等入力→⑥→④→⑤→⑥ ● → ② 収入等入力 → ③ → ④ → ⑤ 読み取りのポイント 収入・所得金額の入力 給与所得の入力 ①明るい場所で ②まっすぐピントを合わ 収入金額 カメラで読み取り サて ③全体が写るように大き 会社員の方やパート、アルバイトの方で、「給与 < 所得の源泉徴収票」をお持ちの方 ④外側の枠線が全て写る スマートフォンやタブレット端末のカメラで源泉 ように「撮影する」を 徴収票を読み取り、金額等を以下の入力欄に自動 総合課税 タップします 反映させることができます。 給与所得 源泉徴収票をお手元に用意して、「カメラで源泉 撮影時の注意 収入金額 徴収票を読み取る」ボタンをタップしてくださ 明るいところでピントを合わせ、フレ 内に源泉徴収票の全体が写るようにできる だけ大きく撮影してください。 【良い撮影例】 い。 > <u>カメラの許可設定について</u>

手順2



次へ

●入力する給与所得の源泉 徴収票が①年末調整済み の源泉徴収票と②年末調 整済みでない源泉徴収票 かの区分に応じて、「⊕」 をタップします。

※本マニュアルでは、「入 力する(年末調整済み)」 の「⊕」をタップした場合 を手順3以降で説明しま す。



催定申告書等

収入金額等

所得

五額等

作成を始める前に

手順

手順2

手順

З

手

順

4

手

·順 5

用 語

ற

)解説

・ お 知

らせ

雑所得

雑所得の概要

他の所得に当てはまらない(1)から(3)の所得

- ※以下の所得は課税されません。
 - 増加恩給(併給される普通恩給を含む。)
 - 死亡した方の勤務に基づいて支給される遺族年金
 - 条例に定められた心身障害者扶養共済制度により受ける給付金
 - 相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金のうち、相続税や贈与税の課税対象となった部分 など

(1)公的年金等の雑所得

国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出年金、一定の外国年金などの所得

(2)業務に係る雑所得

原稿料、講演料、シルバー人材センターやシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得

(3)その他の雑所得

生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金、暗号資産取引などの(1)及び(2)以外のものによる所得

公的年金等の雑所得

手順3 手順1 ●「公的年金」をタップしま ●源泉徴収票に記載されて 国税庁 確定申告書等作成コーナー 国税庁 確定申告書等作成コーナー す。 いるとおり1件別に入力 します。2件目がある場 ● → 2 収入等入力 → 3 → 4 → 5 → 6 ● → ② 収入等入力 → ⑧ → ④ → ⑤ → ⑥ 合には「もう1件入力す 公的年金等の入力 る」をタップします。 収入・所得金額の入力 すべて入力後、「入力内 令和4年分の源泉徴収票に記載されているとおり 容の確認」をタップしま に、1件ずつ入力してください。 す。 収入金額 記載のない社会保険料は、後の控除の入力画面か ら入力してください。 国民年金、厚生年金、企業年金などの所得があ 源泉徴収票の入力 「公的年金等の源泉徴収票」をお持ちの方 支払者は厚生労働省ですか? 総合課税 はい いいえ 公的年金 ¥ 収入金額 n もう1件入力する 入力内容の確認 手順2 手順4 ●「公的年金等を入力する」 「次へ」をタップします。 = 国税庁 確定申告書等作成コーナー 国税庁 確定申告書等作成コーナー の[⊕]をタップします。 ●→2四入業入力→日→日→日→日 ● → ② 収入等入力 → ⑧ → ④ → ⑤ → ⑥ 公的年金等の入力 公的年金等の入力 公的年金等の入力 直接入力 公的年金等の入力 最大入力数:10件 直接入力 公的年金の支払者 X 千代田区霞が関1-2-2 最大入力数:10件 厚生労働省 支払金額 公的年金等を入力する 3,000,000円 支払金額の合計 公的年金等を入力する 支払金額の合計 3,000,000円 > 海外からの年金収入の入力例 > 海外からの年金収入の入力例 次へ

業務に係る雑所得、その他の雑所得 手順3 手順1 ●「雑(業務)所得」、「雑(そ

国税庁 確定申告書等作成コーナー の他)所得」をタップしま す。 ●→2収入等入力→2→4→5→6 収入・所得金額の入力 収入金額 総合課税 雑(業務)所得 収入金額 > 雑 (その他)所得 収入金額

●種目をリストから選択 国税庁 確定申告書等作成コーナー し、各項目を入力します。 2件目がある場合には ● → ② 収入等入力 → ⑧ → ④ → ⑤ → ⑥ 「もう1件入力する」を タップします。 雑所得の入力 雑(その他)所得の入力 入力する内容によって、雑(業務)所得、又は、 雑(その他)所得に分けられます。 > 入力例はこちら 選択してください 収入金額(円)

もう1件入力する

入力内容の確認

種目

1 i	複数の収入にまたが る必要経費がある場 合、いずれか1か所 の収入に係る必要経
[;	費にまとめて入力す ることができます。
	〈参考:種目のリスト〉
	✔ 選択してください
	個人年金
	原稿料
	講演料
	印税
	放送出演料
	暗号資産
	その他
該に種な種下の	する種目がない場合 「その他」を選択し、 を入力します。 、「個人年金」以外の を選択した場合、以 質問が表示されます。 質問に回答します。
業務に) <u>詳細</u>	该当しますか? <u>はこちら</u>
	はい いいえ
·	



●「雑 (その他) 所得を入力 する」の「⊕」をタップし ます。

手順4 国税庁 確定申告書等作成コーナー ●→②収入等入力→③→④→⑤→⑥ 雑所得の入力 雑(その他)所得の入力 最大入力数:200件 (\times) 原稿料 00 00 収入金額 1,000,000円 要経費 雑(その他)所得を入力する 収入金額の合計 1,000,000円 必要経費の合計 100,000円

手順4

収入金額等

所得金額

作成を始める前に

手 順 1

手順2

手順 З

·時所得

一時所得の概要

臨時・偶発的なもので対価性のない次のような所得

- 賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金
- 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金

手順1









「次へ」をタップします。

手順2

手 順 1

手順3

手順4

手順5



事業所得(営業等・農業)の概要

次の事業などから生ずる所得

営業等 所得

農業 ● 農産物の生産、果樹などの ● 養蚕、農家が兼営する家畜・ 所得 ● 酪農品の生産 など	治 家きんの飼育	
決算書・収支内訳書を作成して、 「収入・所得金額の入力」画面で いる収入がある場合には、その内 なお、白色申告者で事業専従者招 ※決算書・収支内訳書の作成方法につい	引き続き所得税の申告書 ま、引き継がれた情報を 宿も入力します。 除を受ける場合には、こ いては、12ページの「青色申問	を作成する場合、収入や所得の情報が引き継がれます。 審認し、帳簿の種類を選択します。また、源泉徴収されて の画面で入力します。 決算書・収支内訳書を作成する」を参照してください。
手順1		手順3
国税庁 確定申告書等作成コーナー ● ② 収入等入力 ◆ ③ → ③ → ⑤ → ④ 取入 ・ 所得金額の入力 次算書・収支内訳書の情報 決算書・収支内訳書コーナーで収入金額等を入力した方 <	●「営業等所得」をタップします。	 ※手順2で源泉徴収されている収入を入力するの「⊕」をタップした場合≫ ■級庁確定申告書等作成コーナー とこ ● ② 収入等入力・③ → ③ → ⑤ → ⑤ ● ③ 収入鏡額等の入力 ● ② 収入策入力・⑤ → ⑥ → ⑥ → ⑥ ● ③ 収入鏡額(円) ● ② 化 ● ③ 欠 ● ③ 欠 ● ② 化 ● ③ 1 件入力する ● ③ 1 件入力する ● ③ 1 件入力する ● ○ ○ ○ ● ○ ○ ○ ● ○ ○ ○ ● ○ ○ ○ ● ○ ○ ● ○ ○ ● ○ ○ ○ ● ○ ○ ○ ● ○ ○ ○ ● ○ ○ ○ ● ○ ○ ○ ● ○ ○ ● ○ ○ ○ ○ ● ○ ○ ○ ● ○ ○ ○ ○ ● ○ ○ ○ ○ ● ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ● ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ● ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
手順2		入力内容の確認手順4
国税庁 確定申告書等作成コーナー ● ● ② 収入等入力 → ③ → ④ → ⑤ → ⑥ 事業所得・不動産所得の入力 「帳簿の種類」を選択し、その他の該当する項目 を入力してください。	 リストから帳簿の種類を 選択します。 源泉徴収されている収入 がある場合には、「源泉 徴収されている収入を入 力する」の「⊕」をタップ し、手順3に進みます。 源泉徴収されている収入 がない方は、「次へ」を タップします。 	国税庁 確定申告書等作成コーナー ■ ▲ ② 収入等入力 * ③ + ④ + ⑤ + ⑥ 事業所得・不動産所得の入力 「帳簿の種類」を選択し、その他の該当する項目 を入力してください。
事業所得	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
営業等	 リストから選択します。 	営業等
3,000,000円	✔ 選択してください	收入金額 3,000,000円
選択してください	1 優良な電子帳簿(届出又 は申請書を提出済) 2 会計ソフト等で作成した 帳簿(1を除く) 3 1及び2以外の帳簿(復)	4 1から3以外の帳簿(簡易な方法) ▼ 源泉徴収されている収入の内訳
源泉徴収されている収入を入力する	式簿記) 4 1から3以外の帳簿(簡易な方法) 5 上記以外(記帳の仕方が分からない等)	源泉徴収されている収入を入力する
次へ		次へ

卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などのいわゆる営業
 医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業
 漁業などの事業 など

不動産所得

不動産所得の概要

土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付けから生ずる所得

決算書・収支内訳書を作成して、引き続き所得税の申告書を作成する場合、収入や所得の情報が引き継がれます。 「収入・所得金額の入力」画面では、引き継がれた情報を確認し、帳簿の種類を選択します。

なお、白色申告者で事業専従者控除を受ける場合には、この画面で入力します。

※決算書・収支内訳書の作成方法については、12ページの「青色申告決算書・収支内訳書を作成する」を参照してく ださい。



所得金額の合計



各所得の画面で入力された内容に基づき、所得金額の合計が自動計算されます。

※所得金額の合計を行う場合で、事業所得(営業等・農業)や不動産所得の金額に赤字があるとき は、その赤字をその他各種所得の金額の黒字から控除します。これを**損益通算**といいます。

青色申告決算書・収支内訳書を作成する

事業所得や不動産所得がある方は、「決算書・収支内訳書(+所得税)」を選択することで、青色申告決算書・収支内訳 書を作成することができます。決算書・収支内訳書の作成後、引き続き所得税の申告書を作成することができます。 なお、2ページ手順3に記載の「作成する申告書等の選択」画面において「所得税」を選択した場合は、青色申告決算書・ 収支内訳書を作成することはできませんのでご注意ください。



作成を始める前に

丰

順

1

手順2

手

順

З

手順

4

手

, 順 5

用語の解説

・ お 知

らせ

手順4		手順6	
決算書・収支内訳書作成コーナー	●該当する項目を選択し、金 額等を入力します。	決算書・収支内訳書作成コーナー ×=	 ●住所・氏名等の入力画面が 表示されますので、各項目 を入力して「次へ」をタップ
 ● 2決算書等の作成 → 3 → 4 	をタップします。	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	- Ust.
決算書(一般用)の入力 損益計算書の入力	※青色申告決算書を作成する 場合、「次へ」をタップする	納税地情報等	_
	と、育色中告特別控隊に関 する質問が表示されるので、	納税地 必須 ※ 事業所等を納税地とする場合には、届出が必要です。	
■期間の人力	質問に回答し、「次へ」をタッ プレます。	住所 事業所等	
1 ▼ 月 1 ▼ 日 から			
12 ▼月 31 ▼日まで	×=ュ- ● → ❷決算書等の作成→ ⑧ → ③ → ⑤	住所(自宅)	
金額の入力 売上(収入)金額等の各項目をタップして、該当す	青色申告特別控除の入力 青色申告特別控除に関する質問	次へ	
る科目に金額等を入力してください。 売上金額 売上原価 経費 線戻額等 所得金額	Q 青色申告特別控除額を選択してください。 ※ 青色申告特別控除額を開放の所得金額が以下の場合もいず	手順7	
	れかを選択してください。 ・赤字又は0円の場合 ・青色申告特別控除額よりも低い金額である場合	決算書・収支内訳書作成コーナー ===================================	 ●作成した決算書・収支内訳 書を PDF イメージで確認す
売上(収入)金額の合計	<u>青色申告特別控除の適用要件等について</u> 0 10万円	● → ② → ③ → ④ データ保存等	ることができます。確認方
	○ 55万円	電子申告等データ内容確認(決算書 等)	法については28ペーシを 参照してください。 確認が完了したら、「次へ」
売上原価の合計	○ 65万円	確認する帳票の選択	をタップします。 -
—н	次へ	確認する必要がない帳票(PDFファイル)については、チェックを外してください。	
(2書の合計		項目名容量	
	▲ 65 万円の青色甲告特別控 除の適用を受けるために は、55 万円の青色申告特	 ✓ 青色申告決算書 (一般用) 43KB 【控用】 	
	別控除の要件である(1)正 相の簿記の原則で記帳(複	帳票表示・印刷	3
繰戻額等の合計 一円	式簿記)、(2)貸借対照表と	※ PDFファイルが表示されない場合は、タブボタンをタップし て、別の画面に表示されていないかご確認ください。	
	項益計算書を応わ、(5)期 限内申告に加え、e-Tax		
一円	を利用して甲告書及ひ青 色申告決算書を提出する		
	か、その年分の事業に係る なけ訳帳及び総勘定元帳	壬順8	
43青色申告特別控除前の所得金額 一円	について、電子帳簿保存		●「入力データを保存する」を
	電子帳簿の要件を満たし		タップすると、作成した決
本年中における特殊事情	て電子テータによる備付 け及び保存を行い、確定	 ■ ■<td>- とができます。データの保</td>	- とができます。データの保
	申告期限までに一定の事 項を記載した届出書を提	ついて	ジを参照してください。
	出することが必要です。	入力データの保存	●引き続き所得税の甲告書を _ 作成しますので、「所得税
		入力データを保存する	の申告書作成開始」をタッ プします。
手順5		入力データ(拡張子が「.data」のもの)を保存 しておくと、消費税の申告書の作成や来年の決算	Σ.
決算書・収支内訳書作成コーナー 🗮	●所得金額の確認画面が表示	書等の作成に利用することができます。	
 ● <l< td=""><td>されますので、内容を確認 し、「次へ」をタップします。</td><td>所得税の申告書を作成する方</td><td></td></l<>	されますので、内容を確認 し、「次へ」をタップします。	所得税の申告書を作成する方	
所得金額の確認		所得税 の申告書作成開始	J
営業等所得		決算書・収支内訳書データは、所得税及び復興* 別所得税の確定申告書データと併せてe-Taxへ送	÷
 		^{信します。} ┃ 消費税の申告書を作成する方	
 ② 青色申告特別控除額 O円 		消費税の申告書作成開始]
	<		
		終了	

手順3 ▶ 所得から差し引かれる金額(所得控除)の入力 所得から差し引かれる金額(所得控除)ごとに、該当する項目をタップし各種控除等を入力します。

雜損控除	➡14ページ	生命保険料控除	➡18ページ	障害者控除	➡20ページ
医療費控除	➡15ページ	地震保険料控除	➡18ページ	配偶者(特別)控除	➡20ページ
セルフメディケーション税制	➡16ページ	寄附金控除	➡19ページ	扶養控除	➡21ページ
社会保険料控除	➡17ページ	寡婦・ひとり親控院	余→19ページ	基礎控除	➡21ページ
小規模企業共済等掛金控除	➡17ページ	勤労学生控除	➡20ページ		

▲ ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合は、ワンストップ 特例の適用を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を「寄附金控除」の入 力画面で入力する必要があります。

※ 配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行います。



雑損控除



- ●損害の原因を選択し、金額等を 入力し、「次へ」をタップします。
- ●損害の原因が災害の場合には、 その災害が東日本大震災である かを選択します。 また、災害関連支出がある場合 にはその金額を入力します。



入力内容に応じて、控除 額が<mark>自動計算</mark>されます。

雑損控除の概要

次のいずれかに該当する場合の控除

- ●あなたや、総所得金額等(→30ページ)が48万円 以下の配偶者その他の親族で生計を一にする(→ 30ページ)方が、災害や盗難、横領によって住宅 や家財などに損害を受けた場合
- あなたが災害等に関連してやむを得ない支出 (災害関連支出(※1))をした場合

生活に通常必要でない資産(書画、骨とう、貴金属、別 荘など)の災害による損失は雑損控除の対象となりませ んが、令和4年分や令和5年分の総合課税の譲渡所得 から差し引くことができます。

所得金額の合計額(※2)が1,000万円以下の方が、災害 により住宅や家財の価額の2分の1以上に損害を受けた 場合は、雑損控除と災害減免法による税金の減免(→22 ページ)との、いずれか有利な方(※3)を自動判定し、適 用します。

- ※1 災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の 取壊し又は除去などのためにした支出をいいます。 災害関連支出のうち、災害により生じた土砂を除去 するための支出などの原状回復支出については、災 害のやんだ日から1年以内(大規模な災害の場合等に は3年以内)に支出したものが対象となります。
- ※2 総所得金額等から、申告分離課税の所得に係る特別 控除額を差し引いた後の所得金額をいいます。
- ※3 いずれの適用を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や損害金額などにより異なります。

作成を始める前に

丰

順

収入金額等

所得会

得控除

手

, 順 5

5

ŧ

医療費控除・セルフメディ	ィケーション税制		
▲ 医療費控除又はセルフメディケー	ション税制のうち、適用する	ものを選択します。両方の控除を重複して適	用することはできません。
▲ 支払った医療費を補てんする保険金な 保険金などで補てんされる金額が確定 日、保険金などを受け取った際に、そ	などの金額がある場合には、生 E申告書を送信する時までに確 Eの額が見込額と異なるときは	命保険や社会保険などで補てんされる金額欄 定していない場合には、その保険金などの見 、申告内容を訂正してください。	に入力してください。 込額を入力します。後
医療費控除の概要			
あなたや生計を一にする(⇒30ペ- る場合の控除 (HP参照: 『 医療費	ジ)配偶者その他の親族(控除を受けられる方へ」)	のために令和4年中に支払った医療費	が、一定の金額以上あ
< 医療費通知等から直接入力する	場合>	手順3	
手順1	▲海田才乙匠病毒物心ナ᠉	国税庁 確定申告書等作成コーナー 🗮 メニュー	 ●「医療費を入力する」の 「⊕」をタップします。
国税庁 確定申告書等作成コーナー 三 メニュー	●旭田9 る医療員控味を選 択し「次へ」をタップします。	● → ② → ❸ 控除等入力 → ④ → ⑤ → ⑥	
● → Ø → Ø 控除等入力 → Ø → ⑤ → ⑥	() 試算が可能です!	医療費控除の入力	
医療費控除の入力	✓ 「控除額を試算する」を	医療費通知の入力	
適用する医療費控除の選択	タップし、控除額の試算 の画面の案内に沿って入	直接入力	
両方の控除を重複して適用することはできませ ん。	容で判定する」をタップ すると判定結果が表示さ	医療費を入力する	
▶ <u>それぞれの制度の違いについて</u>	れます。 <u> 控除額の試算</u>		:
○ 医療費控除を適用	どちらの適用を受けた方が所得税額(国税)につ いて有利となるか判定します。 支払った尾鹿鹿に増する1カ		
○ セルフメディケーション税制を適用	ス払うた医療費に関する人刀 A.支払った医療費の総額(円) ※通飲費やセルフメディケーション税制の対象となる金額を 含みます。	戻る	
どちらを選択していいか分からない方は、「控除 額を試算する」ボタンから確認できます。	200,000	手順4	●画面の安内に沿って「匠
控除額を試算する	入力した内容で判定する	国税庁 確定申告書等作成コーナー	療費通知の内容を入力し 「次へ」をタップします。
_ 次へ	医療費控除 100,000円 セルフメディケーション税制	医療費控除の入力	
	88,00014	医療費通知の入力	
手順2		> 入力方法はこちら	
国税庁 確定申告書等作成コーナー 🗮 🗶 💴 🗕	●「「医療費通知(「医療費の お知らせ」など)」、「領収 書」、「医療費集計フォー	A. 通知に記載された医療費の合計額(円)	
 ● → ② → ③ 控除等入力 → ④ → ⑤ → ⑤ 医療費控除の入力 	ム]から入力する]を選択 し、「次へ]をタップしま す。		
入力方法の選択		 B. Aのうち令和4年中に実際に支払った医療費の 合計額(円) 	
> 入力方法の選択や医療費通知について分からな い方はこちら			
※同一内容の重複入力(特に自動入力されたデータとの重複)に ご注意ください。		C. Bのうち生命保険や社会保険などで補てんされ る金額(円) ?	
 「医療費通知(「医療費のお知らせ」な ど)」、「領収書」、「医療費集計フォ ーム」から入力する 			
 医療費の合計額のみ入力する(別途作成した明細書を提出してください。) 		次へ	
▶ 医療費控除の明細書とは		●医療保険者(健康保険組合等)が発行する 合には、医療費通知に記載された金額等 ※入力方法の選択画面で「医療費の合計額 合には、画面下に入力欄が表示されます なお、医療費の合計額のみを入力した数 書の提出が2000とかります。	5「医療費通知」をお持ちの場 を入力することができます。 のみ入力する」を選択した場 「。 湯合、別途郵送等により明細
次へ		音の 提出か必要となります。	

作成を始める前に

手順1

手順2

手順3

手順4

手順5

セルフメディケーション税制

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の概要

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする (→30ページ) 配偶者その他の親族のために令和4年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除

▲ 健康の保持増進及び傷病の予防への取組に要した費用(人間ドックの受診費用など)は、控除の対象になりません。

▲ 支払った医療費を補てんする保険金などの金額がある場合には、生命保険や社会保険などで補てんされる金額 欄に入力してください。保険金などで補てんされる金額が確定申告書を送信する時までに確定していない場合 には、その保険金などの見込額を入力します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なる ときは、申告内容を訂正してください。

<例:医薬品の領収書から入力して明細書を作成する場合>

手順1		手順3	
国税庁 確定申告書等作成コーナー スニュー → ② → ③ 控除等入力 → ④ → ⑤ → ⑥	●「セルフメディケーショ ン税制を適用」を選択し 「次へ」をタップします。	国税庁 確定申告書等作成コーナー ス=ュー → 2 → 3 か除答 λ カ → 4 → 5 → 6	 ●「医薬品等購入費を入力 する」の「⊕」をタップし ます。
医療費控除の入力			
適用する医療費控除の選択		医療費控除の入力	
両方の控除を重複して適用することはできませ ん。		特定一般用医薬品等購入費の入	
> <u>それぞれの制度の違いについて</u>		<u></u>	
○ 医療費控除を適用		最大入力数:300件	
● セルフメディケーション税制を適用		医薬品等購入費を入力する	
どちらを選択していいか分からない方は、「控除 額を試算する」ボタンから確認できます。		医薬品等購入金額の合計	
控除額を試算する			
次へ		補てん金の合計 一	
手順2		手順4	●特定一般田库萊品笑購♪
国税庁 確定申告書等作成コーナー 🗮 🗶 スニュー	● 画面の案内に沿って取組 内容等を入力し、「次へ」	国税庁 確定申告書等作成コーナー == メニュー	費の内容を入力し、「入 力内容の確認」をタップ
● → ② → ③ 控除等入力 → ④ → ⑤	ベタッノしてへたさい。	● * ② * ⑤ 控除等入力 * ③ * ⑤ * ⑤	します。 ナミュルコカオス担合に
医療費控除の入力	※セルフメディケーション 税制の適用を受ける場合	医療費控除の入力	もう1件入力する場合に は、「もう1件入力する」 をタップします。
取組内容の入力	には、健康の保持増進及 び疾病の予防への取組を 行う必要があります。	特定一般用医薬品等購入費の入	
セルフメディケーション税制の適用を受ける場 合、令和4年中に健康の保持増進及び疾病の予防			
に関する取組を行ったことを明らかにする書類が 必要です。		予防接種費用など取組に要した費用は、控除の対 象となりませんので、ご注意ください。	
▶ 書類についてはこちら		別の医薬品を追加入力する	Ξ
取組内容の選択 必須			
選択してください ▼		A. 支払った医薬品の購入金額(円)	
証明書発行者 必須 ※ 30文字以内			
○○病院		B. Aのうち生命保険や社会保険などで補てんされ	
入力方法の選択		る金額(円) 🚺	
 医薬品の領収書から入力して、明細書を 作成する 			
医薬品の購入合計額のみ入力する(別途 作成した明細書を提出してください。)		もう1件入力する	
次へ		入力内容の確認	

用語の解説

•

お知らせ

社会保険料控除

社会保険料控除の概要

あなたや生計を一にする (→30ページ) 配偶者その他の親族が負担することになっている次の社会保険料で、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料等がある場合の控除

健康保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料 など

▲ 生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から天引き(特別徴収)されている国民健康保険料(税)や後 期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。 なお、国民健康保険料(税)や後期高齢者医療保険料で、あなたが口座振替によりその保険料を支払った場合に は、あなたの控除の対象となります。



小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金控除の概要

あなたが次の掛金を支払った場合の控除

- ●小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く。)に基づく掛金
- ●確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金(iDeCoの掛け金など)
- ●条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金

国税庁 確定申告書等作成コーナー 🗮 🔀 💴	 ●該当する欄に金額を入力し、「次へ」をタップします。
● → 2 → 6 控除等入力 → 2 → 5 → 6	
小規模企業共済等掛金控除の入力	
給与所得の源泉徴収票に記載されている金額 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の 掛金(円)	給与所得の入力画面で入力した企業 型の確定拠出年金やiDeCoなどの 小規模企業共落等地全は、自動反映
確定抛出年金法の企業型年金・個人型年金加入者 掛金(iDeCo(イデコ))(円)	小焼候正業共済等掛金は、 自動及映 されますので、源泉徴収票に記載の ない小規模企業共済等掛金を入力し ます。
心身障害者扶養共済制度に関する掛金(円)	
次へ	
戻る	

所得控除

作成を始める前に

丰

順

手順

2

手順3

手順

4

生命保険料控除

生命保険料控除の概要

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険で、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く。)が ある場合の控除

新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。



地震保険料控除

地震保険料控除の概要

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除く。)がある場合の 控除

※ 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(保険期間や共済期間が10年以上であって、満期返戻金を支払う旨の特約があり、 かつ、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものなど)について、あなたが支払った保険料(旧長期損害保険料)がある場合を含み ます。

保険契約の区分は、損害保険会社等が発行する証明書に表示されています。



用語の解説

お知

5

ŧ

寄附金控除

寄附金控除の概要 あなたが次の寄附金(学校の入学に関するものを除く。)を支出した場合の控除 ●都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税等) 国に対する寄附金 . !HP参照:『**寄附金控除** ● 独立行政法人及び一定の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に対する寄附金 (ふるさと納税など)を 受けられる方へ』 ●日本赤十字社に対する寄附金 ●公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金 ● 社会福祉法人に対する寄附金 ●一定の特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭 ● 特定の政治献金 ● 認定NPO法人等に対して、その法人に係る認定又は特例認定の有効期間内に支出した寄附金 ● 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額(など 確定申告を行う場合には、ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方であっ ∕ो ても、**ふるさと納税の全ての金額**を寄附金控除額の計算に含める必要があります。 ※認定NPO法人等とは、所轄庁(都道府県知事又は指定都市の長)の認定を受けた認定NPO法人(特例認定NPO法人を含む。)をいいます。 認定NPO法人等の一覧は、内閣府ホームページ(https://www.npo-homepage.go.jp)をご覧ください。 ※ 特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものや、認定NPO法人等や一定の公益社団法人等に対するものを支出した場合には、 それぞれ政党等寄附金特別控除(→22ページ)や認定NPO法人等寄附金特別控除(→22ページ)、公益社団法人等寄附金特別控除(→22ペー ジ)と寄附金控除のいずれか有利な方を自動判定し、適用します。 手順2 手順] ●「寄附金を入力する」の ●寄附金の種類をリストか 国税庁 確定申告書等作成コーナー [⊕]をタップします。 ら選択すると、選択した ●寄附金の入力がすべて終 ● → ② → ❸ 控除等入力 → ④ → ⑤ 内容に応じて入力項目が ● → ② → ⑧ 控除等入力 → ④ → ⑤ → ⑥ わったら、「次へ」をタッ 表示されます。 寄附金控除等の入力 入力後、「入力内容の確 プします。 寄附金控除等の入力 認」タップします。 > 入力件数が多い場合の入力方法はこちら 寄附金受領証明書等の入力 公益財団法人等に対する寄附について 直接入力 寄附金の入力 ※寄附金の種類は以下 最大入力数:150件 のリストから選択し 寄附年月日 ※ 同一内容の重複入力(特に自動入力されたデータとの重複)に ます。 4 月 👻 ご注意ください。 令和 ▼ --✔ 選択してください 寄附金の種類 国に対する寄附金 寄附金を入力する 市区町村に対する寄附金 (ふるさと納税など) > <u>寄附金の受領証明書の入力例、種類の選択につ</u> いてはこちら 寄附金の合計 都道府県に対する寄附金 (ふるさと納税など) 日本赤十字社支部に対する 寄附金 共同募金会に対する寄附金 支出した寄附金の金額(円) 政党及び政治資金団体に対 する寄附金 別の寄附先を入力する 戻る 認定NPO法人等に対する寄 同じ寄附先をもう1件入力する 公益社団法人又は公益財団 法人等に対する寄附 上記以外の寄附金控除に該 入力内容の確認 当する寄附金

寡婦・ひとり親控除

寡婦・ひとり親控除の概要



手順

勤労学生控除

勤労学生控除の概要

あなたが勤労学生である場合の控除

※ 合計所得金額(→30ページ)が75万円より多い方や勤労によらない所得が10万円より多い方は、この控除を受けることはできません。

国税庁 確定申告書等作成コーナー 🗮 📈 🚈 –	●申告される方が勤労学生に該当する場合は、「該当する」にチェックの上、質問が順番 に表示されますので、「はい」又は「いいえ」を選択します。
● → ② → ❸ 控除等入力 → ② → ⑤ → ⑥	すべての質問に回答したら、「次へ」をタップします。
勤労学生控除の入力	
申告される方が勤労学生に該当する場合は、該当 するを選択してください。	
 該当する 	
専修学校等の学生、生徒に該当しますか? ?	
はい いいえ	
勤労学生控除を年末調整で適用していますか?	
はい いいえ	
次へ	

障害者控除

障害者控除の概要

あなたや同一生計配偶者(→30ページ)、扶養親族(→31ページ)が、障害者(→30ページ)や特別障害者(→30ページ)である場合の控除



配偶者(特別)控除

配偶者(特別)控除の概要

あなたに生計を一にする(→30ページ)配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの合計所得金額(→30ページ)に応じて受けられる控除



扶養控除

扶養控除の概要

あなたに控除対象扶養親族(→31ページ)がいる場合の控除



基礎控除

あなたの合計所得金額(→30ページ)が2,500万円以下の場合に適用される控除

	国税庁 確定申告書等作成コーナー 🗮 🔀 🗮
	● → 2 → 3 控除等入力 → 4 → 5 → 6
	控除の入力(2/2)
-	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
	基礎控除
	480,000円

合計所得金額に応じて、控除額が自動計算されます。

税額控除やその他の項目を入力します。

丰順4

税額控除等の入力

その他
配当控除
-
外国税額控除、分配時調整外国税相当額控除の適 用を受ける方 ?
▲ 外国税額控除等 ● A Nat A
予定納税額の通知を受けている方 ? ※ 源泉徴収税額ではありません。
予定納税額 > ・ -
前年分に損失申告用の申告書等を提出した方
※前年から繰り越された「上場株式等の譲渡損失」がある方は、 「収入・所得金額の入力」画面の「上場株式等の譲渡所得」の 入力画面から入力してください。
本年分で差し引く繰越損失額 -

配当控除

「株式等の売却・配当等の入力」画面で入力された内容に基づき、配当控除額が自動計算されます。

政党等寄附金等特別控除

寄附金控除で入力した寄附金等のうち、政党等寄附金等特別控除の適用がある場合には、所得税等の額が 小さくなるほうを自動判定し、適用します。

政党等寄附金等特別控除の概要

 ● 政党等寄附金特別控除 あなたが行った特定の政治献金のうち、政党や政治資金団体に対するものがある場合の控除
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ
 Ⅰ

● 認定NPO法人等寄附金特別控除 あなたが認定NPO法人等に寄附金を支出した場合で一定の要件を満たすときの控除 [HP参照: 「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」]

● 公益社団法人等寄附金特別控除
 あなたが公益社団法人や公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人、更生保護法人に寄附金を支出した場合や、国立大学法人や公立大学法人などに一定の寄附金を支出した場合で一定の要件を満たすときの控除
 [HP参照:[公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ]]

災害減免額

雑損控除で入力した損害の原因が災害で、所得金額などが要件に該当する場合には、所得税等の額が小さくなるほうを自動判定し、適用します。

災害減免の概要

所得金額の合計額(※)が1,000万円以下の方が、災害により住宅や家財について損害を受けた場合に、その損害額(保険金、損害賠償金などで補てんされる部分の金額を除く。)が、住宅や家財の価額の2分の1以上であるときに受けられる税金の減免

※総所得金額等(→30ページ)から、申告分離課税の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額で判定します。

● 損害について雑損控除(→14ページ)を受けた場合には、併せてこの減免を受けることはできません。
 なお、いずれの適用を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や損害金額などにより異なります。

手順5

外国税額控除等

外国税額控除等の概要

●外国税額控除

令和4年中に納付した外国所得税がある場合などの控除

HP参照『**外国税額控除を受けられる方へ**」

●分配時調整外国税相当額控除

集団投資信託の収益の分配等の支払を受ける場合で一定の要件を満たす場合の控除



予定納税額(第1期分・第2期分)

予定納税額の通知書などを参考に、予定納税額の第1期分と第2期分の合計 額を「予定納税額の合計金額」に入力します。 ● → ❷ → ❸ 控除等入力 → ④ → ⑤ → ⑥ 予定納税額の入力 ▲ 実際に納付したかどうかにかかわらず、入力してください。 実際に納付したかどうかにかかわらず、税務署か ▲ 予定納税額の減額申請書を提出し、減額の承認を受けた場合には、変更後の予定納税額の合計額 ら送付された「予定納税額の通知書」に記載の第 を入力します。 1期分と第2期分の合計金額を入力してください。 (予定納税額の合計額に入力する金額は、予定納 税基準額ではありません。) ポイント 申告書をe-Taxで提出し、予定納税額が通知されている場合には、予定納税額が > 予定納税額の通知書についてはこちら 自動反映されます。 ただし、予定納税額の減額申請書を提出して承認 予定納税額の入力漏れにご注意ください!! を受けた方は、その減額後の予定納税額の合計金 額を入力してください。 第1期分と第2期分の合計額(表示例の場合は101,200円) > 入力例はこちら を入力します。 ×「予定納税基準額」(表示例の場合は151,800円)では ありませんので、ご注意ください。 予定納税額の合計金額(円) <予定納税通知書の表示例> ※ 演奏徴収税額ではありませ/ 令和4年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(一般用) ●予定納税について 50,600 第 1 期 分 あなたの令和4年分の予定納税基準額及び予定納税額 (第1期分・第2期分)を右のとおり通知します。 笛 2 期 分 50,600 予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告 納税額(又は下の⑪の金額)が15万円以上であった方 が、法令の規定上、令和4年分の税額の一部をあらかじ め納付しなければならないという制度です。予定納税額 は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くこ とにより精算します。 確定申告の際に、第1期分と第2期分の 申告書の「予定納税額」欄に記載します。 第1期分と第2期分の合計額を確定 版替納税利用 金融機関名

※予定納税の減額承認申請をし、税務署から「令和4年分所得税及び復興特別所得税の減額承認の承認通知書」 を受け取った方は、減額承認後の予定納税額を入力してください

予定納税基準額

151-800

作成を始める前に

手順

本年分で差し引く繰越損失額



- ●前年分までの所得から差し引くことのできなかった損失、 居住用財産に係る通算後譲渡損失や雑損失の金額等を入力 します。
- ●前年分までの申告書等を基に入力します。
- ●前年分までの繰越損失額について、本年分で差し引いてもなお翌年分以降に繰り越す損失額がある場合には、申告書(損失申告用)第四表が作成されます。

▲ 前年から繰り越された株式等の譲渡損失については、この画面ではなく、株 式等の譲渡所得等の画面から入力を行ってください。

住民税、事業税に関する事項



●住民税に関する事項について質問が 表示されるので、各質問に答えます。 「次へ」をタップすると、「はい」と回 答した項目についての画面が表示さ れるので、画面の案内に沿って入力 します。



所得税等の確定申告書を提出した方 は、その確定申告書が地方公共団体へ データで送信されますので、改めて住 民税や事業税の申告書を提出する必要 はありません。 住民税や事業税の税額は、所得税等の 確定申告書に記載された所得の金額そ の他の事項を基に、都道府県や市区町 村が税額を計算してそれぞれ納税者に 通知することになっています。 なお、所得税等の確定申告書の提出義

なる、所存祝寺の確定中告書の提出義 務のない方は、原則として、市区町村 へ住民税の申告書を、都道府県へ事業 税の申告書を提出する必要がありま す。

詳しくは、お住まいの都道府県や市区 町村にお尋ねください。 手順2

З

手

, 順 5

ŧ

計算結果確認

収入金額等、所得金額等、所得から差し引かれる金額(所得控除)、税額控除等の入力した内容に基づき、第3期分の税額が自動計算されます。

、納何の場合			
国税庁 確定申告書等作成コーナー	 ●納付方法をリストから選択し、 ●「計算結果の確認」画面で納付す ●延納を希望する場合には、「はいすので、その範囲内の金額を入って、 	「次へ」をタップします。 る金額が生じた場合には、延納の届 ヽ」を選択します。画面上に延納の カします。	出を行うことできます。 届出が可能な金額の上限額が表示されま
 時内 する正報 日57,700円 発金の延納を届け出ますか? 2 はい いいえ はい いいえ 納納間時は4月7税がかかります。 (1) いいえ (2) はい ? (3) ごろいの中告書に係る通知等がある場合、e-Taxでの通知を希望しますか? 201 (3) ごろいの中告書に係る通知等がある場合、e-Taxでの通知を希望しますか? 201 (4) いいえ ** e-Taxへ過速度が低損された場合、e-Taxにご登録いたたいでい。 オールブロンスや気気をしてくてくたいで、 (4) いいえ ** e-Taxへ過速度が低損された場合、e-Taxにご登録いたたいでい。 (5) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	 ↓ 選択してください 振替納税 電子納税 クレジットカード納付 スマホアプリ納付 コンビニQR納付 窓口納付 ※リストに表示される納付方 法は、納付する金額により 異なります。 	延納の概要 確定申告により納付する税 5年3月15日(水)までに 合は、振替日に振替納税 月31日(水)まで延納する 延納期間中は、年「7.3%」 れか低い割合で利子税がか	2金の2分の1以上の金額を令和 こ納付すれば (振替納税利用の場 することで)、残りの額を同年5 ことができます。 と「利子税特例基準割合」のいず かります。
 遠竹の場合 ■税庁確定申告書等作成コーナー → ② + ③ + ④ その他入力 → ⑤ + ⑤ 計算結果の確認 適付 される金額 73,454円 適付金の受取方法 Ø須 	 ●還付金の受取方法をリストから 選択し、「次へ」をタップします。 ↓ 選択してください ゆうちょ銀行以外の銀行 等への振込み 	▲ 預貯金口座の口座名義は、申 ください。預貯金口座の名義 が含まれる場合や名義が旧姓 きないことがあります。 ※納税管理人の指定をしている場合は、 ※一部のインターネット専用銀行につい みの可否について、あらかじめご利用 MMP 自宅等からe-Taxで提	告者ご本人の氏名のみの口座をご利用 に、店名、事務所名などの名称(屋号) のままであるなどの場合は、振込みで その納税管理人の名義の預貯金口座となります。 いては、還付金の振込みができませんので、振込 別の銀行にご確認ください。 出された還付申告は3週間程度で
 * に座名線は申告される方でよ人に限ります。 * 公会変取口座を登録済みの方で、当該口座への憲込みを巻望される。 ものでは、「公会変取口座への憲込み」を選択してください。 * わ方に取りがあった場合や歴号付名線の口座機能を入力された 場合などは、最込不能となり、選付金の職込手続ができません。 のご注意ください。 * 中国のインターネット専用解所については対応していません。 され同の金融機関にご確認ください。 * のの中告書に係る通知等がある場合、e-Taxでの 通知を希望しますか? 201 2 * のの中告書に係る通知等がある場合、e-Taxでの 通知を希望しますか? 201 2 * しいえ * e-Tax?************************************	ゆうちょ銀行への振込み ゆうちょ銀行の各店舗又 は郵便局窓口での受取り 公金受取口座への振込み ※公金受取口座を登録済みの 方で、当該口座への振込み を希望される場合は、「公金 受取口座への振込み」を選択 することで、金融機関等の 情報の入力を省略すること ができます。	 ・ ひんままました。 ・ ひんまました。 ・ ひんました。 ・ ひんまました。 ・ ひんまました。 ・ ひんまました。 ・ ひんまました。 ・ ひんました。 ・ ひん	 ・親用 ・還付金の受取口座として入力した預 貯金口座を公金受取口座として登録 する場合には、「公金受取口座の登録」で「登録する」を選択します。 ※上記の方法のほか、マイナポータル からも公金受取口座の登録が可能で す(https://myna.go.jp)。 ※公金受取口座の登録には時間がかか る場合があります。お急ぎの方はマ イナポータルでの登録をお願いいた します。 ※公金受取口座の登録情報の確認・登 録口座の変更・登録の抹消を行う場 合は、マイナポータルから変更の手 持ちてってください)

▲ 確定申告書に申告者ご本人のマイナンバー(個人番号)が正しく入力されていない場合や本人確認書類の不備等により本人確認ができない 場合は、公金受取口座を登録・利用することはできません。また、預貯金口座の情報が正しく入力されていない場合も、公金受取口座を 登録することはできません。公金受取口座の登録結果については、マイナポータルから必ず確認してください(※)。 詳しくは、デジタル庁ホームページ「所得税の確定申告手続における登録について」をご覧ください(https://www.digital.go.jp/policies/ posts/account_registration_faq_03)。

※ 確定申告で還付金を受け取ることができる金融機関であっても、公金受取口座として登録できない場合があります。公金受取口座として登録できる金融機 関はデジタル庁ホームページをご覧ください。

○ 公金受取口座登録制度とは

国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国(デジタル庁)に任意で登録 していただく制度です。詳しくは、デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度」をご確認ください(https://www.digital.go.jp/ policies/account_registration/)。

なお、制度に関するお問い合わせ窓口は以下のとおりです。

- 0120-95-0178 (マイナンバー総合フリーダイヤル)
 - 受付時間 平日:9時30分から20時00分まで
 - 土日祝:9時30分から17時30分まで(年末年始を除く。)

また、口座情報登録・連携システム利用に関する利用規約(https://img.myna.go.jp/html/account_registration_riyoukiyaku.html)も ご確認ください。

住所、氏名等の入力

国税庁 確定申告書等作成:	コーナー 🗮	現在の住所の入力	✓ ●基本情報を画面の案内に沿って入力します。 ▲ カネわていろ提合は、 みカ肉のに誤りがだいか確認し、「次へ」を
● → ② → ⑥ → ❹ その他入	(力→⑤→⑥		タップします。
基本情報の入力		住所居所	
	ወ入力	郵便番号	 ●入力した郵便番号から住所を表示することができます。また、申告書を提出する税務署も表示されます(郵便番号で税務署を特定できない場合は、提出先税務署を選択します。)。
104 (東子) 2004 ※ 各10文字以内 国税	太郎	都道府県市区町村 必須	住所地以外の事業所や事務所、居所などの所在地を管轄する税務 署に申告をする方は、納税地の「事業所等」ボタンをクリックして、 事業所等の所在地を2.カレます
氏名(カナ) ※ 各11文字以内		東 京都 ▼ 中央区 ▼	●建物名などを入力すると文字数制限を超えるときは、入力を省略してください(例:マンション名を省略して入力)。
コクゼイ	タロウ	丁目番地等 必須 ※ 都道府県市区町村と合計で28文字以内	●甲告する方が世帯王である場合、世帯王の氏名欄の「ご自身が世帯主」をクリックすることで氏名(漢字)が表示されます。
昭和 43 •	10 • 13 •	築地5丁目3-1	個人事業者の方は、事業の内容を具体的に入力します(青果小売業、 自動車板金塗装業など)。複数の事業を兼業している方は、全ての 事業について入力します。
電話番号 ▼ 03	3542 2111	アパート名、号室 * 28文字以内 ○○アパート101号室	●収入が給与や公的年金等のみの方は、屋号・雅号欄の入力は不要です。なお、屋号や雅号が文字数制限を超えるときは、以下のとおり入力をしてください。
世帯主の氏名(漢字)		提出先税務署 20須	 ・送信準備画面の特記事項欄に入力します。
ご自身が世帯主 * 10文字以内 京橋		 東京都 マ 京橋 	
国税太郎		提出年月日	
 上次 500元(mb)(r) ※ 5文字以内 本人 		令和 * * * *	
整理番号 ? ※税務署から送付された申告書等/ る場合は入力してください。	により整理番号がお分かりにな	〒和□5平1月1日の住所 ▼ 上記の住所と同じ	
※数字8桁 01234567		<u> </u>	
		天る ここまでの入力内容を保存	

マイナンバーの入力

国税庁 確定申告書等作成コーナー	
● → ② → ③ → ④ その他入力 → ⑤ → ⑥	
マイナンバーの入力	
氏名(続柄)	
国税 太郎(本人)	
生年月日	
昭和10年10月10日	
マイナンバー	
※数字12桁	
	0
氏名(続柄)	
国税 花子(配偶者)	
生年月日	
平成2年8月9日	
マイナンバー	
※ 数子12桁	
	0

- 住所、氏名等の入力後、マイナンバー の入力画面が表示されます。
- ●申告する方や扶養親族等でマイナン バーの入力が必要な方の入力欄が表 示されます。
- 「入力値を表示する」にチェックを つけると、入力しているマイナンバ ーを確認することができます。

税額控除

作成を始める前に

手順1

手順2

手順 3

手順4

手順5

手順5 🕨 確

▶ 確定申告書の送信・データ保存

画面の案内に沿って申告書の送信、データ保存等を実施します。

確定申告書の送信



●「次へ」をタップします。
 なお、「帳票表示・印刷」をタップすると送信前の申告書イメージを確認することができます。

手順2



 ●特記事項等があれば入力し、「次へ」 をタップします。



●送信が完了すると、「送信完了」と表示されますので、「閉じる」をタップします。



≪帳票(PDF)の確認・保存方法(iPhoneの場合)≫

手順	1	

这	送信票兼送付書等印刷
	申告書等の送信作業は終了しました。 申告書等の控えを印刷・保存して次の画 面に進んでください。
_	確定申告書等の表示
>	<u>印刷・保存方法はこちら</u>
>	<u>プリンタをお持ちでない方はこちら</u>
1.	「帳票表示・印刷」ボタンをタップしてくださ い。
2.	表示されたPDFファイルで、「共有」ボタン ら [¬] ファイル"に保存」をタップし、「iClouc Drive」などの保存先を指定して保存してくだ さい。
3.	保存先から保存したPDFファイルを表示してF 刷方法を選択の上、印刷してください。
4.	次の画面で送信・印刷後の確認を行ってくださ い。
ſ	帳票表示・印刷
*	PDFファイルが表示されない場合は、タブボタンをタップし

●「帳票表示・印刷」をタップします。

In the second se	Control Contro Control Control Control Control Control Control Control Control
Image: Section 2016 Image: Section 2016 Image: Section 2016 Image: Section 2016 Image: Section 2016 Image: Section 2016 Image: Section 2016 Image: Section 2016 Image: Section 2016 Image: Section 2016 Image: Section 2016 Image: Section 2016 Image: Section 2016 Image: Section 2016 Image: Section 2016 Image: Section 2016 Image: Section 2016 Image: Section 2016 <th>Image: Section of the sectio</th>	Image: Section of the sectio
B B	6 0 000-000-000-000 8 8 000-000-000-000 8 8 8 000-000-000-000 8 8 8 000-000-000-000 9 8 8 8 000-000-000-000-000 9 8 8 8 000-000-000-000 000 9 8 8 8 0 0 0 9 8 8 8 8 0 0 0 1 1 1 1 1 1 0
Image: product of a start of a star	田田市 四日町町 四日町 四日
Image: State in the state i	Image: Section of the section of t
Determine Image of the set	BALE 58 Life 2 million THE 20 million COURT (2010) THE 2010 Add (2010)
Trade::::::::::::::::::::::::::::::::::::	
The set of the s	Telestar, machine 日本市工業
□ □	Image: Section of the sectio
Image: State in the state i	● ● ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
Image: State	
Image: State in the second state of the second st	Image: State
Image: State in the state of the state o	
Image: State of the state o	
Image: State	Image: State
Image: State	
Image: State of the state o	
Image: State	
At # 20 A At an encourse of transmission of transmissi of transmission of transmission of transmission of transm	
Ref If the University and the University	田田 20 11 10:00 40 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50
Bar 20 • • • • • • • • • • • • • • • •	
Information Main material status et al.	アドナル ロトレーターン 111 日本1000000000000000000000000000000000
Intra 10-0.057 The second sec	MY232 MATERIAL SCHOOL OF LEALS, 450-1001 10,0-0-05.57 10,0-0-05.57 10,0-0-05.57 10,0-0-05.57 MATERIAL SCHOOL OF LEALS, 450-100 10,0-0-05.57 MATERIAL SCHOOL OF LEALS, 450-100 10,0-0-05.57 MATERIAL SCHOOL OF LEALS, 450-100 MATERIAL SCHOOL OF LEALS SCHOOL OF LEALS MATERIAL SCHOOL OF LEALS SCHOOL OF LEALS MATERIAL SCHOOL OF LEALS SCHOOL OF LEALS SCHOOL OF LEALS MATERIAL SCHOOL OF LEALS SCHO
Arrow The set of the se	
The second	2 - 2
C 4 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
Import 2021 11 (4.10.03.04 m) State Import 2021 11 (4.10.04 m) State Import 2021 (4.10.04	田田(中の2211154)なら548)
Comparison of the second	
	*** WRM# ** _ = _ = _ = 今和 (04) 年分の 第号巻き の中告内容磋選。 ** _ = _ = _ = _ = 今和 (04) 年分の 第号巻き の中告内容磋選。 *** [1044-00145] [****] *** [*1044-00145] [****] *** [***] 日本 日本 日本 日本 日本 日本 1 1 70** [25** 400*
	21 21
Image: 1004100048 Image: 100410048 Image: 10041048	mem 〒104-00445 m/m mm mm mm mm mm mm
	二 順 寛 樫 田 墨 図 恵 秋 氏 丁 目 3 二 1 1/2071 3294 902
	Insert at a latter l
	À
	C

手順3	
TaPdfB1 PDF書類・40 KB オブション >	×
コピー	ß
リーディングリストに追加	00
ブックマークを追加	m
お気に入りに追加	☆
ページを検索	Ę
ホーム画面に追加	+
"ファイル"に保存	
マークアップ	۲
プリント	ē
アクションを編集	

●「ブック」や「ファイル」など任意の保 存先を選択します。





≪帳票(PDF)の確認・保存方法(Androidの場合)≫

●Androidの場合、「帳票表示・印刷」をタップすると、申告書イメージPDFファイルが表示されるのと同時に自動的にPDFファイルが端末 内の「ダウンロード」フォルダに保存されます。PDFファイルがされたら「戻る」ボタンをタップして元の画面に戻ります。

+

2個のタブ~

● PDFの画面の「×」をタップ後、元の

画面をタップして戻ります。

完了

用語の解説

•

お知らせ

手順5

申告書を送信した後の作業及び作成した申告書データの保存



することができます。ぜひ皆様のご意見をお聞かせください。

2. 用語の解説・お知らせ

この手引きにおいて使用している用語の解説です。

◆ 総所得金額等

次の①と②の合計額に、<mark>退職所得金額、山林所得金額を加算し</mark> た<mark>金額です</mark>。

- ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短) 期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金 額です。
- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・ 配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算(→11 ページ)後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の 金額)の2分の1の金額

ただし、次の [繰越控除] を受けている場合は、**その適用後の** <mark>金額</mark>をいいます。

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

◆ 合計所得金額

次の①と②の合計額に、<mark>退職所得金額、山林所得金額を加算し</mark> た<mark>金額です</mark>。

- ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短) 期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金 額です。
- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・ 配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算(➡11 ページ)後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の 金額)の2分の1の金額
- ただし、「◆ 総所得金額等」で掲げた「繰越控除」を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

◆ 生計を一にする

日常の生活の資を共にすることをいいます。

会社員、公務員などが勤務の都合により家族と別居している 又は親族が修学、療養などのために別居している場合でも、 ①生活費、学資金又は療養費などを常に送金しているときや、 ②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇に は他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一に する」ものとして取り扱われます。

◆ ひとり親

現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の ①~③のいずれにも当てはまる方

- ① 合計所得金額が500万円以下であること
- ② 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(※1)がいること
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※2) がいないこと
- ※1 生計を一にする子のうち、他の納税者の同一生計配偶者や扶 養親族とされている方は除きます。
- ※2 あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫(未届)」などと 記載されている方をいいます。あなたが世帯主でない場合で、 あなたの住民票の続柄が世帯主の「妻(未届)」などと記載され ている場合は、その世帯主の方をいいます。

♦ 寡婦

国税庁ホームページのタックスアンサーでは、このほかの用語 についてもキーワードで検索できます。

当てはまる方

- ① 合計所得金額が500万円以下であること
- ② 以下のいずれかに該当すること
 - ・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明な どの方
 - ・夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族(※1) を有する方
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※2) がいないこと
- ※1 合計所得金額48万円以下の方に限ります。なお、他の納税 者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除きます。
- ※2 あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫(未届)」などと 記載されている方をいいます。あなたが世帯主でない場合で、 あなたの住民票の続柄が世帯主の「妻(未届)」などと記載され ている場合は、その世帯主の方をいいます。

◆ 障害者

令和4年12月31日(年の中途で死亡した場合には、その死亡 の日)の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体 に障害のある方

- 身体障害者手帳や療育手帳(※)、戦傷病者手帳、精神障害 者保健福祉手帳の発行を受けている方
- ※「療育手帳」は、「愛護手帳」、「愛の手帳」や「みどりの手帳」な ど各自治体によって別の名称で呼ばれていることがありま す。
- 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方
- 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして 市町村長等の認定を受けている方 など

◆ 特別障害者

障害者のうち、次の特に重度の障害のある方

- 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方
- 療育手帳に障害の程度が重度として「A」(「マルA」、「A2」など) と表示されている方
- 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方
- 重度の知的障害者と判定された方
- いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方 など

◆ 同居特別障害者

特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶

者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方
 ※ 老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいえません。

◆ 同一生計配偶者

あなたの配偶者で、次のいずれにも該当する方

- 令和4年12月31日 (年の中途で死亡した場合には、その 死亡の日)の現況において、あなたと生計を一にしている。
- 合計所得金額が48万円以下である。
- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない 又は白色申告者の事業専従者でない。

◆ 控除対象配偶者

同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円 以下の場合の配偶者をいいます。

◆ 老人控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち、昭和28年1月1日以前に生まれた方 (年齢が70歳以上の方) 手

, 順 5

用語の解説・お知らせ

◆ 扶養親族

令和4年12月31日(年の中途で死亡した場合には、その死亡 の日)の現況において、次のいずれにも該当する方

- 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、 都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)又 は市町村長から養護を委託された老人である。
- あなたと生計を一にしている。
- 合計所得金額が48万円以下である。
- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない 又は白色申告者の事業専従者でない。

◆ 控除対象扶養親族

扶養親族のうち、平成19年1月1日以前に生まれた方(年齢 が16歳以上の方)

◆ 特定扶養親族

控除対象扶養親族のうち、平成12年1月2日から平成16年1 月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)

◆ 老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、昭和28年1月1日以前に生まれた 方(年齢が70歳以上の方)

◆ 同居老親等

老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属(父母、祖父 母など)で、あなたや配偶者との同居を常としている方

※ 老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいえません。

◆ 国外居住親族

非居住者(国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1 年以上国内に居所を有しない個人)である親族をいいます。確 定申告において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者(特別) 控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、その親族に係る 『親族関係書類』及び『送金関係書類』の添付等が必要です。

~市区町村からのお知らせ~

詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

○ 年金所得者に係る確定申告不要制度に伴う個人住民税の申告について

年金所得者に係る確定申告不要制度により所得税等の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは個人住民税 の申告が必要です。

①公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等)以外の各種控除の適用を受けるとき

②公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

○ 公的年金等に係る個人住民税の特別徴収(引き落とし)について

令和4年度において公的年金等からの特別徴収の対象となっていた方は原則として引き続き特別徴収により納税いただき、令和4年4月3日から令和5年4月2日までに誕生日を迎え65歳になられた方は、令和5年度より新たに特別 徴収の対象者となります。

○ 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式の選択について

上場株式等に係る配当所得等について、個人住民税において総合課税又は申告分離課税を選択する場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。

上場株式等に係る譲渡所得等についても、個人住民税において申告分離課税を選択する場合には、上記と同様、納税 通知書の送達までに、確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。申告分離課税を選択した場合 には、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額について、翌年度以後3年間にわたり繰越控除の適用が可 能となりますが、個人住民税においてその適用を受けるためには、毎年連続して、納税通知書の送達までに、譲渡損 失に係る事項を記載した確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。

なお、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、個人住民税において所得税等と異なる課税方式を選 択することが可能です。その場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書とは別に個人住民税の申告書を提出す る必要があります。

○ 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除制度について

所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額がある場合、翌年度分(令和5年度分)の個人住民税額か らその控除しきれなかった金額を控除できる場合があります。

この制度の適用を受けるためには、年末調整によりこの制度の適用を受けている方を除き、住宅借入金等特別控除を 受けるための確定申告書を住所地等の所轄税務署へ提出する必要がありますのでご注意ください。

~商標について~

- Android、Chrome、Google、Google Chrome、Google Playの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録 商標です。
- ・iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録された Apple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- ・App Store、iCloud Driveは、Apple Inc.のサービスマークです。
- ・その他、記載されている会社名、製品名等は、各社の登録商標または商標です。 なお、本文中では(R)、TMは明記していません。